滑川市耐震改修促進計画

平成 22 年 12 月策定 平成 31 年 2 月改定 令和 元年 10 月変更

滑川市

目 次

| 第 | 1 | 章 計画の目的と位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
|---|-----|--|-----|
| | 1 | 計画の目的 | |
| | 2 | 計画の位置付け | |
| | 3 | 計画期間 | |
| | 4 | 計画改定の背景等 | |
| | 5 | 想定される地震の規模・被害の状況 | |
| 第 | 2 | 章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| | 1 | 住宅の耐震化の現状と目標 | |
| | 2 | 建築物の耐震化の現状と目標 | |
| 第 | 3 : | 章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策・・・・・・・ 1 | 2 |
| | 1 | 耐震化の取り組み基本方針 | |
| | 2 | 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援 | |
| | 3 | 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等 | |
| 第 | 4 | 章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等・・・・・ 1 | . 8 |
| | 1 | 相談体制の充実 | |
| | 2 | パンフレットや耐震改修工事事例集の配布及び講習会等の開催支援 | |
| | 3 | リフォームにあわせた耐震改修の推進 | |
| | 4 | 防災査察・定期報告を活用した啓発活動 | |
| | 5 | 町内会等との連携 | |
| | 6 | 高齢者等に対する啓発活動 | |

第1章 計画の目的と位置付け

1 計画の目的

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入(昭和 56 年 6 月)される以前の建築物の耐震 化を図ることにより、市民の生命や財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向 上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めます。

地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性向上策として、 県と連携しつつ耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に促進するための基本的な枠組みを 定めることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)、国土交通省告示「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な指針」及び富山県耐震改修促進計画に基づき策定します。また、本計画は滑川市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する計画として位置づけられるもので、「滑川市地域防災計画」と整合を図ります。

3 計画期間

本計画は、平成 30 (2018) 年度から平成 37 (2025) 年度の8年間とし、平成 37 (2025) 年度の目標を設定します。社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

4 計画改定の背景等

(1)計画改定の経緯

平成 18 年 1 月 26 日に改正耐震改修促進法が施行され、本市では国の基本方針及び富山県耐震改修促進計画を基本とし、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成 22 年 12 月に「滑川市域耐震改修促進計画」を策定しました。

東日本大震災の被害などにより平成25年に耐震改修促進法が改正されたこと、平成28年に「富山県耐震改修促進計画」が改定されたことなどから、市における耐震化率の現状等を ふまえ、計画を見直すものです。

(2) 耐震改修促進法の改正

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震被害等をうけ、建築物等の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法及び同法施行令が改正され、それぞれ平成25年11月25日、平成31年1月1日に施行されました。法改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象が全ての建築物に拡大
- ・不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等_(※1)に対する耐震診断の義務付け及び 診断結果の公表
- ・庁舎や避難所等の防災拠点施設及び避難路沿道建築物等について、耐震改修促進計画で指定 (※2) した場合は、耐震診断を義務付けたうえで、その結果を公表
- ・耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築 物の容積率及び建ペい率の特例措置の創設
- ・建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- ・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設
- ・耐震改修促進法施行令第4条の通行障害建築物に建物に附属する組積造の塀を追加
 - (※1) 『要緊急安全確認大規模建築物』: 耐震改修促進法附則第3条により耐震診断の実施 と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物
 - (※2) 『要安全確認計画記載建築物』: 県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物

5 想定される地震の規模・被害の状況

(1) 県内の活断層と地震

今後、本県で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、地震災害対策を 推進するうえで前提となるものです。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や市民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できます。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や都市化、工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

(2)活断層について

活断層とは、ある面を境に両側のずれ(くい違い)のみられる地質現象をいい、その中で、 地質時代でいう第四期(約180万年前から現在の間)において繰り返し活動し、将来も活動 する可能性のあるものを特に活断層といいます。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会において、活動間隔や次の地震の発生可能性等(場所、規模、発生確率)を評価し、随時公表しています。現在公表されている県内の活断層については、次のとおりです。

- ①跡津川断層帯
- ②牛首断層帯
- ③魚津断層帯

- ④砺波平野断層帯西部
- ⑤砺波平野断層帯東部
- ⑥ 呉羽山断層帯
- ⑦庄川断層帯

(3)過去の地震

本県に関係する歴史地震は、(表1「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」)のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されています。

また、1933 年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計 457回(2015年12月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回と全国的にも有感地震の少ない県です。(表2「震度4以上を記録した地震一覧」参照)

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はありません。

表1:富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

| 発生年 | 地震名又は被害の 大きかった地域 | マグニチュード | 県内の被害等 | 県内の震度 |
|-------------|---------------------|----------|----------------------|-------|
| 863(貞観 5) | | 7以上 | 民家破壊し、圧死者多 数 | |
| 1586(天正 13) | (飛騨白川谷) | 7.8±1 | 木船城崩壊、白川谷被 害多し | (5~6) |
| 1662(寛文2) | (琵琶湖付近) | 7.25~7.6 | 神社仏閣人家被害、死 傷者多し | (5) |
| 1668(寛文8) | | | 伏木・方生津・小杉で 潰家あり | |
| 1707(宝永4) | 宝永地震 | 8. 4 | 家屋倒壊、天水桶こと ごとく転倒す | (5~6) |
| 1858(安政5) | 飛越地震 | 7.0~7.1 | 大鳶・少鳶崩壊、洪水、 | (5~6) |
| II . | (大町付近) | 5. 7 | 流出家屋多し | - |

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」(字佐美龍夫、1996 年)において 1900 年 以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

表2: 震度4以上を記録した地震一覧

| 発生年 | 震央地名 | マグニチュード | 県内の被害等 | 県内の震度 |
|--------------|---------|---------|-------------------------|--|
| 1933(昭和8) | 石川県能登地方 | 6. 0 | 傷者2、氷見で土砂崩 れ、亀裂 | 伏木4 |
| 1944(昭和 19) | 三重県南東沖 | 7. 9 | 不明 | 富山4 |
| 1948(昭和 23) | 福井県嶺北 | 7. 1 | 西部で被害 | 富山 4 |
| 1952(昭和 27) | 石川県西方沖 | 6. 5 | 硝子破損 | 富山、八尾、女良4 |
| 1993(平成5) | 石川県能登地方 | 6. 6 | 非住家、水路、ため池に 被害 | 富山、伏木 4 |
| 2000(平成 12) | 石川県西方沖 | 6. 2 | 被害なし | 小矢部4 |
| 2007 (平成 19) | 能登半島沖 | 6. 9 | 重傷 1、軽傷 12 非住家一部損壊 5 | 富山、氷見、滑川、 小矢部、射水、 舟橋 5 弱 高岡、魚津、黒部、 砺波、南砺、上市、 立山、入善、朝日 4 |
| 2007 (平成 19) | 新潟県上中越沖 | 6.8 | 軽傷1 | 氷見、舟橋4 |
| 2013 (平成 25) | 石川県加賀地方 | 4. 2 | 被害なし | 小矢部4 |

^{※「}理科年表」(国立天文台、平成13年)及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和45年)及び「気象庁震度データベース検索」等による。

(4)被害想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震があるが、過去の記録から、本県に影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層をはじめとする大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられます。

地震の被害想定は、富山県内でこのような直下型地震が起きた場合において、本県における諸般の自然条件及び社会条件を反映させたうえで、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するための基礎資料とするものです。

被害想定は、富山県耐震改修促進計画の中で跡津川断層地震、法林寺断層地震、呉羽山断層帯地震について記載されています。最も被害が大きいと想定されている呉羽山断層帯地震での被害想定の概要は以下のとおりですが、これは一定の条件(震度、季節、時間など)を設定し、過去の地震被害の経験地をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要があります。

表 3-1: 呉羽山断層帯地震

| | | 項 | 目 | | | 被害予測数 | | |
|---|-------|-------------|----------------|--------|----------|-------------|----------|--|
| | | 建物 | 分 | 類 | 住 宅 | 非住宅 | 合 計 | |
| | | 現況 | († | 東) | 513, 139 | 270, 602 | 783, 741 | |
| | | | 全 | 壊 (棟) | 65, 576 | 19, 816 | 85, 392 | |
| | | 地盤の揺れ | 半 | 壊 (棟) | 174, 045 | 89, 437 | 263, 482 | |
| | | | 被 | 害率 (%) | 29. 7 | 23.8 | 27.7 | |
| | | | 全 | 壊 (棟) | 4, 795 | 92 | 4, 887 | |
| 物 | | 地盤の液状化 | 半 | 壊 (棟) | 9, 120 | 721 | 9, 841 | |
| | 7-1-1 | | 被 | 害率 (%) | 1.8 | 0. 17 | 1.3 | |
| | 建 | | 全 | 壊 (棟) | 145 | 0 | 145 | |
| 的 | H-l-m | 急傾斜地崩壊 | 半 | 壊 (棟) | 429 | 0 | 429 | |
| | 物 | | 被 | 害率 (%) | 0. 07 | 0.0 | 0.05 | |
| | 被 | | 全 | 壊 (棟) | 70, 516 | 19, 908 | 90, 424 | |
| 被 | 19文 | 合計 | 半 | 壊 (棟) | 183, 594 | 90, 158 | 273, 752 | |
| | 害 | | 被 | 害率 (%) | 31. 57 | 23. 97 | 29.05 | |
| | П | | 出 | 火(棟) | 54 | 47 | 101 | |
| 害 | | 火災・延焼 | 延 | 焼(棟) | 2, 729 | 881 | 3, 610 | |
| | | | 合 | 計 (棟) | 2, 783 | 928 | 3, 711 | |
| | | 建物屋外付带 | 物の酒 | 客下(棟) | 28, 285 | 9, 105 | 37, 390 | |
| | | ブロー 月根炊塩 | 山井 | 現況 (件) | 170, 020 | | | |
| | | ブロック塀等倒 | リ裘 | 倒壊 (件) | 29, 726 | | | |
| | | 白針に主機のお | <i>- E</i> sıl | 現況 (件) | 82, 158 | | | |
| | | 自動販売機の転 | 2月1 | 転倒 (件) | | 3, 057 | | |
| | | 現況人 | 口 () | N) | | 1, 089, 434 | | |
| 人 | | 被害 | [項目 | | 死者数 | 負傷者数 | 合 計 | |
| | | 建物の倒 | 割壊 (| (人) | 4, 036 | 19, 956 | 23, 992 | |
| 的 | 死 | 急傾斜地 | 崩壊 | (人) | 8 | 10 | 18 | |
| | 傷 | 火災・延焼(人) | | 213 | 512 | 725 | | |
| 被 | 者 | 各種の塀倒壊(人) | | 17 | 424 | 441 | | |
| | | 自動販売機の転倒(人) | | 0 | 3 | 3 | | |
| 害 | | 建物屋外付帯 | 物の酒 | 客下(人) | 0 | 53 | 53 | |
| | | 合 書 | 十(人 |) | 4, 274 | 20, 958 | 25, 232 | |

※出典:「富山県地域防災計画」(平成30年2月修正版)

※富山県耐震改修促進計画においては、「富山県地域防災計画」(平成 27 年 6 月修正版)に基づく被害想定 が掲載

表3-2: 呉羽山断層帯地震を想定した滑川市の物的・人的被害

| | | 人的 | 被害 | | | | |
|-------|--------|-------|-----|--------|-------|-----|-----|
| 建 | 物 | 火災・延焼 | 落下物 | ブロック塀等 | 自動販売機 | 死者 | 負傷者 |
| 全壊(棟) | 半壊(棟) | (棟) | (棟) | (件) | (件) | (人) | (人) |
| 279 | 7, 191 | 0 | 11 | 412 | 86 | 13 | 675 |

※出典:「呉羽山断層帯被害想定調査の調査結果の概要について」(富山県 平成23年)

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

市内の住宅総数は、約10,970戸です。このうち、耐震性のあると思われる住宅戸数は約7,424戸と推計され、耐震化率は約67%です。

| | | | H20 調査 | H25 調査 |
|------|---------------|-------------|------------|----------|
| 住宅総数 | | | 10,810 戸 | 10,970 戸 |
| (| (S55 以前建築のもの) | | (4,500戸) | (4,060戸) |
| | 耐震性が不十分 | | 3, 761 戸 | 3, 546 戸 |
| | | (率) | 65% | 67% |
| | 木造戸 | 建住宅 | 9, 360 戸 | 9,610 戸 |
| | (S5 | 5 以前建築のもの) | (4, 160 戸) | (4,020戸) |
| | | 耐震性が不十分 | 3,687 戸 | 3,537 戸 |
| 内 | | (率) | 60% | 63% |
| 訳 | その他 | しの住宅 | 1,450 戸 | 1,360 戸 |
| | (S | 55 以前建築のもの) | (310 戸) | (40 戸) |
| | | 耐震性が不十分 | 74 戸 | 9戸 |
| | | (率) | 94% | 99% |

[※]国土交通省の推計に基づき、昭和 56 年以前建築の木造戸建住宅の約 88%、共同住宅等の約 24%が、耐震性が不十分であると推計(出典 H20、H25 土地・統計調査)

(2) 目標設定における背景と課題

国の定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針(平成30年12月21日国土交通省告示第1381号)」(以下「基本方針」という。)では、住宅については、現状の82%を平成32(2020)年までに少なくとも95%にするとともに、平成37(2025)年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標としています。

耐震化率の目標については、本市の耐震化率の現状(国の82%に対し67%)をふまえれば、全ての住宅の耐震化は難しい状況です。

耐震化率向上の要素として、①耐震改修工事の実施、②S55以前の耐震性の無い住宅の建て替え又は除却等、③新設住宅の増加、の3点が考えられますが、富山県は、1住宅あたりの延べ面積が全国1位(※1)であるなど、大きな住宅が多く、耐震改修工事に費用がかかることや、全国と比較して有感地震が少ないため、地震に対する意識が高くないこと、世帯分離の進行により耐震性の無い住宅の建て替えが進んでいないことなどが要因となり、全国と比較して耐震化率が低い状況となっています。

これらの状況をふまえ、耐震改修の実施のほか、耐震性を満たす住宅への建替えも含め、

意識啓発や周知活動、支援制度の活用などの施策を推進することを前提とし、目標を設定する必要があります。

(※1) 住宅・土地統計調査による

(3) 耐震化の目標

富山県耐震改修促進計画によれば、平成 25 (2013) 年度の県全体の住宅の現状耐震化率は 72%となっています。県は、この耐震化率を平成 37 (2025) 年度末までに 90%とすることを目標に掲げています。

本市では、国の基本方針や富山県耐震改修促進計画を考慮し、平成 37 (2025) 年度末に 耐震化率を 90%にすることを目標とします。

2 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

(ア) 耐震化の現状

市内の多数の者が利用する建築物_(※) の総数は 110 棟です。このうち、耐震性のある と思われる棟数は 98 棟で、耐震化率は 89%です。

(※) 耐震改修促進法第14条第1号に掲げる建築物

| | | 昭和 57 年以 降建築の数 | 昭和 56 年以 | 前建築の数 | | |
|---|-----|-------------------|----------|-------|-----------|--|
| 種別 | 全数 | | 耐震性あり | 耐震性 | 耐震化率 | |
| | | | | 不十分 | | |
| | A | В | С | D | E=(B+C)/A | |
| 1. 被災時に拠点となる施設及 び救護施設 庁舎、警察署、消防署、その他公益上必要な施設、 病院、診療所、等 | 7 | 4 | 2 | 1 | 86% | |
| 2. 住民の避難所等として使用 される施設及び要援護者施設 ^{幼稚園、小中学校、高等学校、盲聾養護学校、体育} 施設、社会福祉施設、等 | 37 | 25 | 12 | 0 | 100% | |
| 3. 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅、寄宿舎、下宿、等 | 22 | 17 | 4 | 1 | 95% | |
| 4. 多くの市民が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗、等 | 4 | 2 | 2 | 0 | 100% | |
| 5. その他の多数の者が利用する建築物 事務所、工場、自動車車庫、等 | 40 | 30 | 0 | 10 | 75% | |
| 合計 | 110 | 78 | 20 | 12 | 89% | |

※昭和56年以前の建築物について、耐震性が不明なものは耐震性不十分としている

(イ) 耐震化の目標

富山県耐震改修促進計画によれば、平成 26 (2014) 年度の県全体の多数の者が利用する建築物の現状耐震化率は82%となっています。県では、この耐震化率を13ポイント伸ばし、平成37 (2025) 年度末に95%とすることを目標に掲げています。

滑川市の現状耐震化率は89%ですが、耐震性がない建築物はすべて民間施設であることから、今後は民間施設の耐震化の推進が重要な課題となります。

○種別ごとの耐震化の目標

平成37(2025)年度末の耐震化の目標については、以下のとおりとする。

| | | 昭和 57 年以 | 昭和 56 年以 | 【前建築の数 | |
|------------------------------|-----|---------------|--------------|--------|-----------|
| 種別 | 全数 | 降建築の数 | 耐震性あり | 耐震性 | 耐震化率 |
| 177/4 | | 1172310 - 331 | 101/2012/07/ | 不十分 | |
| | A | В | С | D | E=(B+C)/A |
| 1. 被災時に拠点となる施設及 び救護施設 | 7 | 4 | 3 | 0 | 100% |
| 2. 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設 | 37 | 25 | 12 | 0 | 100% |
| 3. 比較的滞在時間の長い施設 | 22 | 17 | 4 | 1 | 95% |
| 4. 多くの市民が集まる集客施設 | 4 | 2 | 2 | 0 | 100% |
| 5. その他の多数の者が利用する建築物 | 40 | 30 | 8 | 2 | 95% |
| 合計 | 110 | 78 | 29 | 3 | 97% |

(2) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

本計画では、地震災害時において災害対策拠点機能等の確保を図る上で、災害時の拠点施設(庁舎等)、病院施設、学校施設、公営住宅(※)の耐震化の目標を設定します。

(※) いずれも非木造で2階建て以上又は200 m²超の建築物

①災害時の拠点施設等 (庁舎等)

| | 平成 29(2017)年度 | 平成 37(2025)年度 |
|------------|---------------|---------------|
| 全 施 設 棟 数 | 4 | 4 |
| 耐震性が不十分な棟数 | 0 | 0 |
| 耐 震 化 率 | 100% | _ |

②病院施設

| | 平成 29(2017)年度 | 平成 37(2025)年度 |
|------------|---------------|---------------|
| 全 施 設 棟 数 | 3 | 3 |
| 耐震性が不十分な棟数 | 1 (**1) | 0 |
| 耐 震 化 率 | 66% | 100% |

(※1) 耐震性不明

③学校施設

| | 平成 29(2017)年度 | 平成 37(2025)年度 |
|------------|---------------|---------------|
| 全 施 設 棟 数 | 27 | 27 |
| 耐震性が不十分な棟数 | 0 | 0 |
| 耐 震 化 率 | 100% | - |

④公営住宅

| | 平成 29(2017)年度 | 平成 37(2025)年度 |
|------------|---------------|---------------|
| 全 施 設 棟 数 | 32 | 32 |
| 耐震性が不十分な棟数 | 0 | 0 |
| 耐 震 化 率 | 100% | 1 |

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の取り組み基本方針

これまで多数の者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていましたが、平成25年の耐震改修促進法の改正により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられました。

このことからも、既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、住民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

本市においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

(1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

(2) 県及び本市の役割

県は所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努め、市は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

- ① 市計画の改定
- ②耐震化支援策の実施
- ③相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携 し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

本市は、住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

○耐震診断・耐震改修に対する支援制度

| 市 ₩ ♭ | 対象 | | 内容 | | 補助 | |
|------------------|----|-----|----|----|----|-----|
| 事業名 | 住宅 | 非住宅 | 診断 | 改修 | 国庫 | その他 |
| 木造住宅耐震診断支援事業 | 0 | | 0 | | 0 | |
| 木造住宅耐震改修支援事業 | 0 | | | 0 | 0 | |
| 住みよい家づくり資金融資制度 | 0 | | | | | 0 |
| 住宅・建築物安全ストック形成事業 | | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(1) 住宅の耐震化支援

①木造住宅耐震診断支援事業

県では、平成15年度から耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山 県から委託を受けた(一社)富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を 行うと共に、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

○木造住宅耐震診断支援事業の制度概要

| 対象建築物 | 申込者負担 | | | 補助率 |
|------------------|--------------|-----|--------|-----------|
| ・木造一戸建てで、階数が2以下 | 延べ面積 280 ㎡以下 | 図面有 | 2,000円 | |
| ・昭和56年5月31日以前に着工 | " | 図面無 | 4,000円 | IE 幼 0 宝i |
| して建てられたもの | 延べ面積 280 ㎡超 | 図面有 | 3,000円 | 県約9割 |
| ・在来軸組み工法であるもの | II. | 図面無 | 6,000円 | |

②木造住宅耐震改修支援事業

平成17年度から耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。なお、1住宅あたりの延べ面積が全国1位である状況等をふまえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とした、部分的な改修への支援も平成26年度から行っています。また、令和元年度から段階的な耐震改修も対象となりました。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要

| 対象工事 | 補助金額 | 補助率 |
|-----------------------------------|------------|--------|
| 以下の4つのメニューのいずれかに該当する工事 | | |
| I 建物全体(1階+2階)を Iw値1.0以上に改修 | 限度額 100 万円 | 耐震改修工事 |
| Ⅱ 1階の主要居室(寝室・居間等)だけを Iw値 1.5以上に改修 | (1家屋への | に要した経費 |
| Ⅲ 1階(全体)だけを Iw値 1.0以上に改修 | 限度額) | の 4/5 |
| IV 建物全体を Iw 値 0.7 以上に簡易改修 | | |

③住みよい家づくり資金融資制度(県融資制度)

耐震化リフォームの利率優遇や、三世代同居向け融資利率等を実質無利子化します。

・融資額 500 万円以内 ・ 融資利率 1.7%(固定金利) ・償還期間 15 年以内

④木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、県や建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図ります。また、耐震改修を実施するにあたり、阻害要因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等を実施し、住宅の耐震化のために必要な施策について検討します。

⑤住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

戸別訪問等による住宅所有者への直接的な耐震化の周知・普及活動や耐震診断支援 を受けた住宅所有者に対しての改修促進、改修事業者等の技術向上を図る取組等、住宅 の耐震化を総合的に推進します。

(2) 建築物の耐震化支援

①要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断が義務付けされた民間の大規模建築物の所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断・耐震改修工事費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

○住宅・建築物安全ストック形成事業(要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援)の概要

| 対象事業 | 対象建物 | 補助率 |
|------|------------------------------|-----------------------|
| | | [5/6] |
| 耐震診断 | 要緊急安全確認大規模建築物 | 玉 1/2(※) |
| | | 県・市町村 1/3 |
| | 災害時の活用等の協定を市町村と締結する不特定 | 【44.8%】 |
| 耐震改修 | 多数が利用する要緊急安全確認大規模建築物 | 玉 1/3(※) |
| | 多数が利用する安系心女主催心八烷保建架初 | 県・市町村 5.75% |

(※)耐震対策緊急促進事業補助金を含む

②多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県の助言・指導のもと、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用します。

○国の住宅・建築物安全ストック形成事業(耐震改修事業)の概要

| 対象事業 | 対象建物 | 補助率 | |
|------|------------------------|--------|-----|
| | | [2/3] | |
| | 災害時に重要な機能を果たす建築物又は避難所等 | 玉 | 1/3 |
| 耐震診断 | | 地方公共団体 | 1/3 |
| | 地方公共団体が実施する建築物 | 玉 | 1/3 |
| | 地力公共団体が天肥りる建築物 | 地方公共団体 | 2/3 |

| 対象事業 | 対象建物補助率 | | |
|------|-------------------------|--------|-------|
| | 災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震改修、天 | [23%] | |
| | 井の脱落対策(除却を含む)、エレベーターの防災 | 国 | 11.5% |
| 耐震改修 | 対策改修、エスカレーターの脱落対策 | 地方公共団体 | 11.5% |
| | 地方公共団体が実施する避難所の耐震改修 | 国 | 1/3 |
| | 地力公共凶体が天施り る妊無別の制展以修 | 地方公共団体 | 2/3 |

(3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

①耐震改修促進税制(※)

| 対象 | 対象となる税 | 内容 |
|------|--------------|-------------------------------------|
| 八多 | 対象になるが | 17年 |
| A-1- | 所得税 固定資産税 | 現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事にかかる標準的な工 |
| | | 事費用相当額の10%相当額(上限25万円)を所得税から控除 |
| 住宅 | | 固定資産税額(120 ㎡相当分まで)を1年間 1/2 に減額 |
| | | 耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物につい |
| | 所得税 | て、平成 27 年 3 月 31 日までに耐震診断結果の報告を行った者 |
| 建築物 | 法人税 | が、その報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修に |
| | | より取得等をする建築物の部分について、その取得価額の 25% |
| | | の特別償却 |

②住宅ローン減税(※)

10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除 (現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象)

③住宅金融支援機構による融資制度(※)

| 対象 | 融資限度額 | 金利 |
|-----------|----------------------------------|---|
| 個人 | 1,000 万円 | 0.90% 死亡時一括償還型融資の活用が可能 ((一財)高齢者住宅財団による保証) |
| マンション管理組合 | 500万円/戸(共用 部分の工事費の 80%が上限) | 償還期間 10 年以内 0.31% ((公財)マンション管理センターの保証) |

(※) 支援、税制、融資制度については、平成30年改定時点のものです。

3 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

(1) 耐震診断が義務付けられた大規模な建築物(※1) について

これらの建築物については、義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えができるよう、国や県と連携して必要な環境整備を進めます。

(2) 防災拠点施設 (※2) について

防災拠点施設 (大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物) として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる (1/3 から 2/5 へ) メリットがあります。

このため、県では市の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、市が特にその耐震化を進める必要があるとしているものを県計画にて指定することとしていますが、現時点で指定している施設はありません。今後は、国の補助制度の活用を前提に、指定について検討します。

(3) 避難路沿道建築物 (※2) について

県計画において、富山県地域防災計画に定める緊急通行確保路線について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、などの観点から検証し、富山県が道路整備率日本一である状況などをふまえた結果、その沿道建築物について耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要のある路線はないとしています。

ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消化活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の緊急通行確保路線の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急通行確保路線については、広域的な避難・物資搬送等の観点から、橋梁の耐震 化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う建設課をはじめ として、災害時に実際に使用する立場である警察・消防などの関係機関との連携体制を整備 します。

(※1) 要緊急安全確認大規模建築物(P2参照)、(※2) 要安全確認計画記載建築物(P2参照)

(4) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおり特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。

○認定制度の特例措置等の概要

| 認定 | 特例措置メリット等 |
|-------------|--------------------------------|
| | 耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ペ |
| 耐震改修計画の認定 | い率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁 (※) が |
| (法第 17 条) | やむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該 |
| | 制限は適用されません。 |
| 建築物の地震に対する安 | 建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保さ |
| 全性の認定 | れている旨の認定を受けた建築物は、国指定認定マークを建 |
| (法第 22 条) | 築物等に表示することができます。 |
| | 「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物 |
| 区分所有建築物の耐震改 | (マンション等) は、大規模な耐震改修工事により共用部分 |
| 修の必要性に係る認定 | を変更する場合の決議要件を区分所有者及び議決権の各 1/2 |
| (法第 25 条) | 超に緩和(区分所有法の特例で、特例が無い場合は3/4以 |
| | 上) |

^(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第2条第3項の「所管行政庁」をいう。(県、富山市、高岡市)

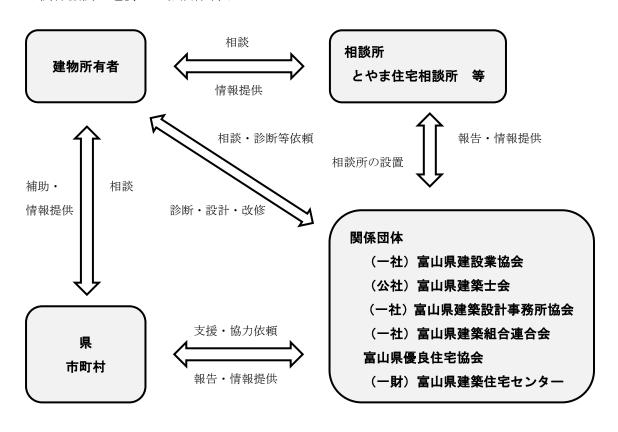
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 相談体制の充実

まちづくり課並びに県庁及び出先機関の建築担当窓口において、建築物の耐震化についての窓口を設置するとともに、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化促進へ向けての普及啓発に努めます。また、建築関係団体で構成しているとやま住まい情報ネットワークが設置している「とやま住宅相談所」を情報提供の場として活用していきます。

さらに、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、住民へ建築物の耐震診断及び耐 震改修の必要性について普及啓発を図ることや建築関係団体へも耐震化へ向けての普及啓 発活動を促進します。

◆関係機関と連携した相談体制イメージ



※とやま住まい情報ネットワークとは、(一社)富山県建設業協会、(公社)富山県建築士会、(一社)富山県建築設計事務所協会、富山県優良住宅協会及び(一財)富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

2 パンフレットや耐震改修工事事例集の配布及び講習会等の開催支援

(1) パンフレット等の配布

県では、木造住宅の耐震診断・改修支援事業を紹介するリーフレット『耐震診断・改修で安心な住まい!』を作成し、市町村広報誌・新聞への折り込みや駅前での街頭普及啓発、各種イベントにおける相談窓口や講習会で配布しており、市もその啓発活動に協力します。

また、耐震診断を実施した者へのフォローアップのため、耐震改修工事事例集を作成し、 診断実施者全員に配布しています。これらのパンフレットを活用しながら、今後も引き続き、 耐震化についてのコスト、工法、支援制度について、県と協力して情報提供を行います。

(2) ホームページの充実と広報誌等の活用

県と協力し、ホームページ、広報誌、ケーブルテレビなどの様々な手段を通じて、木造住 宅耐震診断・改修支援事業の活用を住民に広く働きかけ、その活用の促進を図ります。

(3) 講習会等の開催支援

自治会等の求めに応じて現地へ出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明する出前講座等が県主体で実施されることに合わせ、その開催を支援し、普及啓発を図ります。また、総合防災訓練などの機会に耐震化についての相談窓口を設置するなど、直接住民に周知する活動を実施し、普及啓発を図ります。

3 リフォームにあわせた耐震改修の推進

県及び市の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談時等を活用し、より効率よく実施することが可能な、リフォームにあわせた耐震改修の推進を図ります。また、各種行事やイベントの際には、快適な住環境は、居住性とともに安全性の確保(耐震化)が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修の誘導を図ります。

リフォームにあわせた耐震改修として、大規模な住宅において使用していない部分の減築や重い屋根材を軽くするなど、様々な手法もあわせて周知すると共に、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知を図ります。

また、平成28年4月1日に施行された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ化の推進や長期優良住宅化リフォームの推進、県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行います。

4 防災査察・定期報告を活用した啓発活動

県が建築防災週間に実施している防災査察や、建築基準法第12条第1項による定期報告の機会を活用し、多数の者が利用する建築物等の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性・ 重要性について、普及啓発を図ります。

5 町内会等との連携

住宅の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会等の自主防災組織などと 連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行います。

6 高齢者等に対する啓発活動

高齢者が長年住んでいる住宅は、旧耐震基準(昭和 56 年 5 月以前に着工)で耐震化が必要な住宅も多いことから、ホームページやパンフレットなどの広報だけではなく、よりきめ細やかで充実した啓発活動が必要となります。

県・市・建築関係団体が連携し、戸別連絡、訪問、高齢者の自主組織である老人クラブなどと連携した周知活動を行うなど、きめ細やかな啓発活動を行います。

また、引き続き、ホームページなどによる全ての人に対する啓発に加え、高齢者を含め、 耐震化が必要な住宅の所有者を対象としたピンポイントの啓発活動のあり方など、より効 果的な啓発手法を検討し、実施していきます。